

第 1 2 回定例委員会会議録

教 育 長) 開会宣言

教 育 長) 会議成立の宣言

教 育 長) 会議録署名委員の指名（浅井委員）

教 育 長) それでは、審議に入ります。日程第 1、第 19 号議案「平成 30 年度芦屋市立小中学校教職員異動方針について」を議題とします。提案説明を求めます。

教職員課主幹) 〈議案資料に基づき概略説明〉

教 育 長) 説明が終わりました。質疑はございませんか。

教員の異動についてですが、越野委員はこの説明は初めてです。ので、県費負担職員などという言い方について、もう少し説明を加えていただけますか。

教職員課主幹) 授業にかかわる教員、いわゆる校長、教頭及び担任は、兵庫県で任用されております。この方々は、兵庫県の費用で給与を支払っているため、県費負担教職員といたします。学校には、県費負担教職員以外では、校務員や調理員がいらっしゃいます。この方々は、市の費用で給与を支払っているため、市費職員という言い方をしております。例えば、私たちのように、県費負担教職員でありながら市教育委員会に出向している場合、市から給料が支払われておりますが、学校に帰ると県費職員に戻ります。つまり、県費負担職員は、給与や人事異動等は県が行っております。

教 育 長) 例えば、辞令は県教育委員会から芦屋市立宮川小学校勤務を命ずると出されるのですが、そのベースは芦屋市教育委員会

が決めた異動方針に基づくものです。ですので、県教育委員会より芦屋市立宮川小学校教員を命ずるという辞令が出たと同時に、芦屋市の職員になるということです。市外との人事交流を行った場合、例えば、西宮市立の小学校に異動をした場合は、西宮市の職員になります。市の職員である、管理部長や社会教育部長が異動によって、西宮市の職員になることは根本的にありません。ここが市の職員と県費負担職員との違いです。

現在、芦屋市立の小学校に勤務している教員は、県の職員ではなく、芦屋市の職員ですので、芦屋市が服務監督権限を持っております。県と市の二重構造になっているというわけです。県が出した異動方針をベースにして、芦屋市教育委員会として異動方針を決定するということになります。

小石委員) 市外との人事交流は、計画的に行っているのか、希望者が出た場合のみに行っているのか、どちらでしょうか。

教職員課主幹) 計画的に行っております。しかし、年齢構成や男女間のバランス、家族関係等も考慮しますので、希望どおりになるとは限りません。期間としましては、3年から6年で計画的に移動させるとなっておりますが、これについても、先ほど述べたことと同様、希望通りになるとは限りません。

小石委員) この人事交流は、市外に行き、戻ってくる場合と、市外に行ったままの場合と両方ありますが、なぜでしょうか。

教職員課主幹) 県立芦屋中等などの、県立、附属小学校との異動の場合は、原則は3年となっております。それ以外の市町村に関しましては、一対一が基本となりますが、これについては、必ず戻るという約束はありません。

小石委員) 過去の実績を拝見すると、市外に行ったままの方は、あまりいらっしやらないようですね。

教職員課主幹) 市内小中学校の希望者数は、約10名前後です。そのうち、うまく市外交流が成立するのは3、4名になります。

小石委員) 希望者はいらっしやるのですね。

教職員課主幹) 結婚し、実家へ帰られるなどのケースがあります。

教育長) その場合は、一対一対応になっていないことが多いのでしょうか。

教職員課主幹) その場合もあります。

教育長) 特に、西宮市や尼崎市はご実家などがある市外に戻る人数が多い地域になります。戻るから新しい人が来る、来るから戻るというローテーションになっているところがありますね。

浅井委員) 市外に行くだけでなく、戻ってこられてこそその人事交流だと思いますが、この市外人事交流は、どのような効果がありますか。

教職員課主幹) 教員間では、効果が余り見えにくい部分ではありますが、お互いにとって違う地域を知ることには効果があると思います。

浅井委員) わかりました。

小石委員) 異動方針に記載されている理由からすると、元の場所に戻ることは、趣旨としては合っているように思います。戻ってこられないと、芦屋市にとってメリットはありませんからね。

もう1つお聞きしたいのですが、阪神教育事務所の役割はどのようなになるのでしょうか。

教職員課主幹) 阪神教育事務所は、兵庫県の中で阪神地区を統括しており、その他には、神戸はまた別になりますが、東播、西播と各地区

に教育事務所があります。この同一教育事務所間を管内と言い、1つのくくりとして、阪神間の管内6市町の中での管内異動があります。もう1つが管外異動と言いまして、教育事務所を越えた異動がございます。この異動は、県内の各教育事務所を通して、各市町教育委員会にて、異動に係る面接等を行います。つまり、管外異動の際は、教育事務所同士でやりとりをしていただき、このような方々が芦屋市を希望されていますという形で、市に連絡が入ることになっております。

小石委員) 市に連絡が入る前に、教育事務所が介入するということですね。

教職員課主幹) そうです。

浅井委員) 図書室の司書は県費の先生ですか。

教職員課主幹) 図書室に配置している司書補に関しては、学校教育課で予算計上をしておりますので、市費になります。大学の先生などから聞く話では、各校に司書補が1人つくことは、芦屋は恵まれた環境で非常にいいですねということは、よくお伺いします。

浅井委員) わかりました。人事異動をした結果、現在、図書室が非常に活性化し、いい効果が生まれていることをお聞きしましたので、確認させていただきました。

教職員課主幹) 教員の中で司書教諭の資格を持っている者を各学校に配置し、図書室にいる司書補に、司書教諭がよりよい図書室をつくるための指示を出したりすることができております。

浅井委員) わかりました。

小石委員) 数年前に、その司書補の方の学校の在籍時間が短いという話を伺ったことがあるのですが、その点は改善されていますか。

教職員課主幹) 現在、聞いている勤務時間は、授業時間に合わせて、10時から15時30分、16時頃までとなっております。この勤務時間で、ほぼおさまっているという印象があり、私のほうには時間を伸ばしてほしいという声は届いておりません。

小石委員) 今お聞きした時間よりも、数年前は午前中のみだけなど短かった気がするので、改善されているのですね。

学校教育部長) 小学校に比べて、中学校が短かったと思います。少し改善したと思っております。

越野委員) 朝の時間帯は、保護者の方が図書ボランティアという形で図書開放をしている学校も多いと思います。

小石委員) わかりました。ありがとうございます。

教育長) 芦屋市立小中学校教職員異動方針は、県費の事務職員の方も対象となりますよね。

教職員課主幹) そうですね。

教育長) 事務職員と教諭が対象ということによろしいですか。

教職員課主幹) 他に、栄養教諭も対象となります。

小石委員) ちなみに、今後、こども園ができたときには、就学前の幼稚園とこども園で、管轄する部署が異なることにはなりますが、そのような場合、こども園の1号の先生と幼稚園の先生との人事交流は、想定されているのですか。

管理部長) 原則、実施したいと考えております。

小石委員) まだ正式決定ではないのですね。

管理部長) 現段階で、保護者の皆さんには、こども園開園当初は、統合する各幼稚園の先生が子どもと一緒にうつってもらおうとお伝えしています。先生はこども園にうつりますが、その後もでき

れば交流をしていく方向では考えております。

小石委員) それでは、今後は、県のように市の人事異動方針をつくるということですか。

管理部長) 市役所の職員がさまざまな部署に異動するときと同じように、幼稚園間の異動も特に異動方針は定めておりません。

小石委員) つまり、今と同じやり方で行うのですね。

管理部長) 経験年数などを考慮して行います。

小石委員) それは、教育委員会の管轄になるのですか。

管理部長) 幼稚園の先生の異動は、教育委員会の権限です。

教育長) 県の場合は、他市をまたぐ異動がありますので、県全体で統一した基本となるものが必要となりますが、市費の方は市の中だけの異動になるので、県のような方針は必要ではありません。

小石委員) わかりました。それは、重大な問題ですね。ありがとうございました。

越野委員) 勤務年数が3年以上の者については異動の対象とされているのですが、芦屋市の中学校は、3校しかないのに、10年以上同じ学校の先生もいらっしゃるってお聞きしたのですが、どれくらいの人数になるのでしょうか。

教職員課主幹) 中学校に関しましては、3中学校しかないということ、部活動や教科、家族関係等も考慮するので、大体11年以上の先生は、11名になります。例えば、A中学校とB中学校の先生が夫婦の場合、その夫婦のどちらかが異動するとすると、C中学校への異動しかないのですが、教科の関係等があるので、異動できない状況が続き、10年以上同じ学校になってしまう場

合もあります。

極力、早い年度のうちの異動を行うため、毎年ヒアリングは繰りかえし行っております。今年度ももちろんそこは対処していかなくてはならないと考えています。

越 野 委 員) ありがとうございます。

教職員課主幹) 小学校は10年以上の先生はほとんどおりません。

越 野 委 員) 中学校の先生が小学校でも教えることもあると伺ったのですが、実際はどうでしょうか。

教職員課主幹) 過去に、例はございます。もちろん、小学校の免許状が必要ですが、音楽や美術などはこれまでも例があり可能です。そして、英語が教科化されるので、今後こうした可能性は考えられます。

教 育 長) 他に質疑はございませんか。

無いようですので、これをもって質疑を打ち切ります。

これより採決いたします。本案は、原案どおり承認することに御異議ございませんか。

〈異議なしの声〉

御異議なしと認めます。よって本案は承認されました。

〈第19号議案採決。結果、承認（出席委員全員賛成）〉

教 育 長) 閉会宣言